

市第45号議案
横浜市手数料条例の一部改正

1 趣旨

老朽化マンションの増加が見込まれること等を踏まえ、建替えだけでなく、様々な手法で老朽化マンションの再生を進めていく必要があることから、令和7年5月30日に「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」等が一部改正されました。

【法改正の内容（関係部分）】

	現行	改正後
法 律 名	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	マンションの再生等の円滑化に関する法律
対 象	耐震性不足等の認定を受けたマンションの建替えにより新たに建築されるマンション	耐震性不足等の認定を受けたマンションの建替え又は更新※がされるマンション
特例許可	容積率制限を緩和	容積率制限又は高さ制限を緩和

※「更新」とは、一棟リノベーション工事のことであり、既存躯体を維持しながら全ての専有部分を含む建物全体を更新することをいいます。

→これらの改正に伴い、横浜市手数料条例の一部改正を行います。

2 条例改正の概要

【許可手数料の追加等】

建築主が特例許可を受けるための申請手数料を下の表のとおり改正します。

現 行	改正後
建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可 160,000円	建替え又は更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可 160,000円

3 施行日

令和8年4月1日（法律の施行日）